

Title	組織再編成に係る行為計算否認規定に関する一考察： PGM事件を中心に
Sub Title	A study of the general anti-avoidance provision in the corporate reorganizations : focusing on the PGM case
Author	渡辺, 徹也(Watanabe, Tetsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.1 (2025. 1) ,p.47- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	吉村典久教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250128-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

組織再編成に係る行為計算否認規定に関する一考察

—— PGM事件を中心に ——

渡 辺 徹 也

はじめに

- I PGM事件の概要
- II ヤフー事件判決における考慮事項
- III 税負担を減少させる意図について
- IV 明文で設定されていない要件としての事業の移転及び継続について
- V むすびに代えて（判決に対する若干のコメント）

はじめに

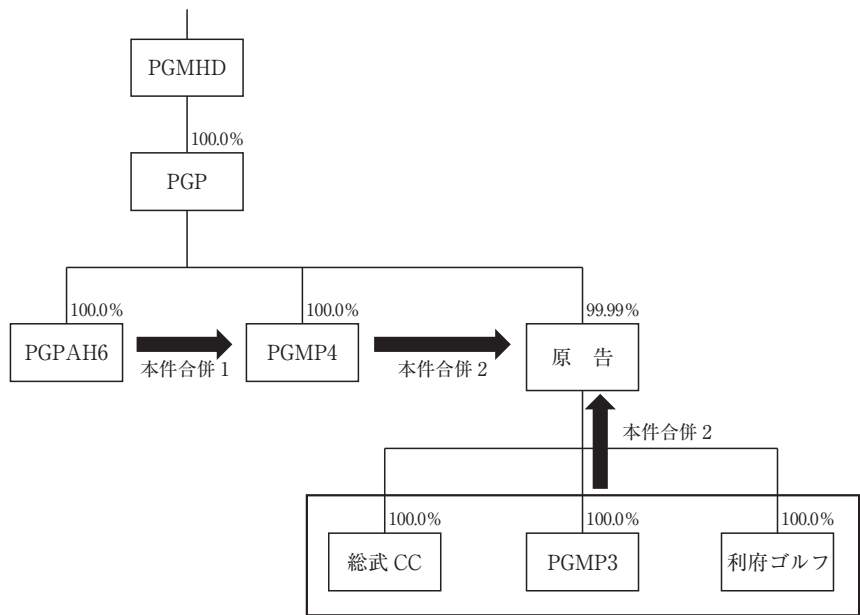
法人税法一三二条の二は、組織再編成に係る行為又は計算の否認規定であり、同法一三二条や同法一三二条の三とともに一般的否認規定（あるいは包括的否認規定）として位置づけられている。同法一三二条の二の不当性要件に関して、現時点で最も重要な判例はヤフー事件最高裁判決（最判平成二八年二月二九日民集七

○卷二(二四二頁)であろう。この判決において最高裁は、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、組織再編税制に係る「各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものである」と解し、その濫用の有無の判断に当たって考慮する事情及び観点を示した。

ヤフー事件判決後の重要な裁判例として、TPR事件(東京地判令和元年六月二七日訟月六六卷五号五二二頁・控訴審・東京高判令和元年二月一日訟月六六卷五号五九三頁)がある。この判決は、制度導入時における政府税制調査会の資料である「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」⁽¹⁾(以下、「基本的考え方」という)を参照し、⁽²⁾完全支配関係がある法人間の合併についても(他の二類型の合併と同様に)、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続が想定されているとした上で、ヤフー事件判決における判断基準に基づいて同法一三二条の二の適用を肯定した。これは、明文にない適格要件を「基本的考え方」から導き出したことに等しいといえる。

ヤフー事件判決後におけるもう一つの重要な裁判例として、本稿の主たる検討対象であるPGM事件がある。この事件でも、完全支配関係がある法人間の合併における欠損金の引継ぎが問題となった。したがって、ヤフー事件判決やTPR事件判決の捉え方、さらには「基本的考え方」と適格要件との関係等が問われることになる。⁽³⁾筆者は、PGM事件の原告訴訟代理人弁護士から、三つの論点について照会を受けたので、それらについて回答する形で自らの意見を提出した(令和四年九月六日)。本稿の主たる内容は、当該意見に加筆修正を施したものである。なお、令和六年九月二七日にPGM事件の判決(判例集未搭載)⁽⁴⁾が下されたので、(判決文に接することができたのは脱稿の直前であったが)本稿の最後に若干のコメントを付すことにした。

本件各合併の概略図



I PGM事件の概要

本件は、PGPAH6株式会社（以下、「PGPAH6」という）を被合併法人とする合併（以下、「本件合併1」という）をしたPGMPプロパティーズ4株式会社（以下、「PGMP4」という）に加え、総武カントリークラブ株式会社（以下、「総武CC」という）、利府ゴルフクラブ株式会社（以下、「利府ゴルフ」という）及びPGMPプロパティーズ3株式会社（以下、「PGMP3」という）を被合併法人とする合併（以下、「本件合併2」という）、本件合併1と本件合併2を併せて以下、「本件各合併」という）をした原告が、法人税法（平成二九年法律四号による改正前のもの）二条一二号の八所定の適格合併が行われた場合に適用される同法五七条二項及び八一条の九第二項二号の各規定により、PGPAH6の本件合併1の直前における欠損金額五七億八一四八万七六三五円（以下、「本件未処理欠損金額」という）を原告の連結欠損金額

とみなして、平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日までの連結事業年度（以下、「本件連結事業年度」という）の法人税の連結確定申告及び平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日までの課税事業年度（以下、「本件課税事業年度」という）の地方法人税の確定申告をしたところ、東京上野税務署長が、法人税法一三二条の二の規定により、本件未処理欠損金額を原告の連結欠損金額とみなすことを認めず、本件法人税更正処分及び本件地方法人税更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分（以下、「本件各更正処分等」という）をしたことから、原告がこれらの処分（ただし、本件法人税更正処分については連結確定申告による連結所得金額及び納付すべき税額を超える部分、本件地方法人税更正処分については確定申告による課税標準法人税額及び納付すべき税額を超える部分）の取消しを求めた事案である。⁽⁵⁾

Ⅱ ヤフー事件判決における考慮事項

1 照会事項 1

ヤフー事件最高裁判決は、法人税法（以下、「法」という）一三二条の二にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、「法人の行為又は計算が組織再編成に関する税制……に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいうと解すべきであり、その濫用の有無の判断に当たっては、①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で」（以下、①の事情を「考慮事情①」、②の事情を「考慮事情②」という）、「当該行為又は計算が、

組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である」と判示する。これは、考慮事情①及び考慮事情②に係る具体的な事情が存在すれば、租税回避の意図及び趣旨目的からの逸脱という観点から、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」旨を判示したもののなのか。

2 照会事項1に対する回答

(1) ヤフー事件判決

ヤフー事件では、欠損金のある法人を被合併法人とする適格合併において、法五七条三項の委任を受けた法人税法施行令一一二条七項五号（現行三項五号）の要件を文言上は満たしている（すなわち、合併法人による欠損金の引継ぎが認められる規定上の要件を満たしている）場合に、法一三二条の二の適用が可能であるか否かが争われた。

そこで最高裁が示した基準は「濫用基準」と呼ばれ、法一三二条の二の適用に関する濫用の有無の判断にあたって、考慮する事情（考慮事情）及び観点を示すものであった。⁽⁶⁾

ヤフー事件最高裁判決が採用した不当性に関する濫用基準は、法一三二条（同族会社等の行為又は計算の否認規定）の不当性に関して通説・判例が採用する「経済合理性基準」（「純粹経済人の行為として不合理・不自然なものと認められるか否か」を基準とする考え方）⁽⁷⁾と同一の基準とは言えない。法一三二条に関する経済合理性基準の方は、比較的新しい東京高判平成二七年三月二五日訟月六一卷一一号一九九五頁「IBM事件」⁽⁸⁾及び直近の最高裁判決である最判令和四年四月二一日民集七六卷四号四八〇頁「ユニバーサル・ミュージック事件」でも採用されて

おり、同じ「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」という文言であっても、これに該当するかどうかという判断基準（不当性の判断基準）は、規定ごとに差異がありうることになる。

法一三二条に関する裁判例は相当数の蓄積がある一方で、法一三二条の二については、同条が比較的新しい条文であることから、裁判例の数が限られている。法一三二条の二と法一三二条では、不当性要件が完全に一致しているわけではないのであるから、本件においてヤフー事件最高裁判決の判決理由がどのような形で言及されるか（同判決のレイシオ・デシデンダイを本件裁判所がどのように理解しているか）は、今後の法一三二条の二に関する実務に多大な影響を与えることになると思われる。

（２）考慮事情①及び考慮事情②について

上記の考慮事情や観点について、最高裁はこれらが法一三二条の二を適用するための実質的な要件であると明言しているわけではない。むしろ明言することを避けて、「考慮する事情」や「観点」という文言を使用したのではないかと考えられる。一方で、最高裁の判断基準は、ヤフー事件における地裁判決や高裁判決より明確であり、（あくまでも比較の問題であるが）両判決に比べれば予測可能性は高まったといえる。

しかし、考慮事情①及び考慮事情②に係る具体的な事情が少しでも存在すれば、租税回避の意図及び趣旨目的からの逸脱という観点から「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たるとして、法一三二条の二の適用に至ると理解すべきではないであろう。

ヤフー事件最高裁判決の調査官解説には、「①行為・計算の不自然性と、②そのような行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的等の不存在は、単なる考慮事情にとどまるものではなく、実質的には、法一三二条の二の不当性要件該当性を肯定するために必要な要素であるとみることができるとはならないだろうか（例えば、

行為・計算の不自然性が全く認められない場合や、そのような行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的等が十分に存在すると認められる場合には、他の事情を考慮するまでもなく、不当性要件に該当すると判断することは困難であると考えられる⁽¹¹⁾とある。

この記述では、考慮事情①及び考慮事情②について「要素」としている。ここでも、実質的な要件として機能するような用語を避けたと推測される。そうでなければ、最高裁はわざわざ「考慮する事情」や「観点」といった遠回しな言い方をする必要はなく、もっとストレートに要件として機能する基準を示せたのではないかと思われる。

上記調査官解説でむしろ重要なのは、考慮事情①及び考慮事情②に関する要素がなければ、「他の事情を考慮するまでもなく、不当性要件に該当すると判断することは困難」とされている部分であると考えられる。つまり、考慮事情①及び考慮事情②は、それらに係る事情が認められない場合には、法一三二条の二の適用を排除する要素として機能するということになる。

(3) 結論

ヤフー事件最高裁判決の考慮事情①及び考慮事情②は、そこにある不自然性や事業目的等の不存在があれば法一三二条の二が必ず適用されるというより、むしろ当該不自然性がない場合や当該事業目的等が存する場合は、不当性要件が満たされない旨を意味していると考えることが可能である。

Ⅲ 税負担を減少させる意図について

1 照会事項 2

ヤフー事件最高裁判決は、法一三二条の二の解釈に当たり、前記判示のうち「当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって」という部分をどのように位置づけていると解されるか。

2 照会事項 2 に対する回答

(1) 税負担を減少させる意図を要求する意義

濫用の有無の判断にあたつて、ヤフー事件最高裁判決が「観点」としてあげたのは、「当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否か」である。ここである「であつて」は「かつ」と読むべきであろう。つまり、「意図」と「趣旨及び目的から逸脱する態様」は、その両方を満たす必要があると考えられる。したがつて、税負担の減少を意図しただけで、法一三二条の二が適用されることはない。

他方、法一三二条の経済合理性基準について、通説は租税回避の意図を要求しないと考⁽¹²⁾えている。これに対して、ヤフー事件最高裁判決のいう「組織再編成を利用して税負担を減少させる」意図を租税回避の意図と同義とみて、法一三二条の二の適用に租税回避の意図が要求されると解するのであれば、当該意図のない限り不当要件は満たされないことになる。したがつて、ヤフー事件最高裁判決は、法一三二条の経済合理性基準においては

要求されていないものを要求していることとなるが、上記の通り、税負担の減少を意図しただけで、法一三二条の二が適用されることはないから、ヤフー事件最高裁判決が当該意図に言及したことで、法一三二条の二の適用範囲が大きく拡大されたと捉えるべきではないであろう。

(2) 経済合理性基準及び租税法主義との関係

前記調査官の解説によれば、ヤフー事件最高裁判決が「制度の濫用」の要素として租税回避の意図を要求した理由の一つとして、(a)経済合理性基準との比較があげられる。すなわち、法一三二条一項の不当性要件の解釈において、租税回避の意図は必要ないというのが通説とされていることとの関係で、その当否につき議論があり得るということである。⁽¹⁴⁾これとは別の理由として、(b)第一審及び控訴審が採用した趣旨目的基準に対して、これが納税者の予測可能性を害し、租税法主義の趣旨に反するなどという強い批判があったので、当該批判に対応するために、濫用の有無の判断において租税回避の意図を要求したとされている。⁽¹⁵⁾

そして、上記(a)に関しては、法一三二条の二は「制度の濫用」という概念を中心に解釈すべきであり、制度の濫用と評価するためには行為者に一定の主観的要素が必要であるとの常識的な考え方を基礎として、租税回避の意図を要求したもの⁽¹⁶⁾と説明している。

また、上記(b)に関しては、「租税回避を意図して組織再編税制に係る各規定の趣旨、目的から逸脱する態様でその適用を受けるなどした場合にのみ法一三二条の二の不当性要件に該当するということであり、その関係者にとって、組織再編税制に係る各規定が適用されるべき事案であること又は適用されるべき事案でないことは明らかというべきである」とし、「したがって、行為・計算が否認されるべきことはその関係者において十分に予測可能であるといえるから、これを法一三二条の二により否認することは租税法主義の目的である予測可能性及

び法的安定性の確保を害するものではなく、租税法主義違反の問題を来すものではない⁽¹⁷⁾と説明している。

以上の説明から、税負担減少の意図を要求する濫用基準（法一三二条の二における不当性要件の基準）と、当該意図を要求しない経済合理性基準（法一三二条における不当性要件の基準）を比べた場合、前者の方が後者より包括的否認規定を発動する際の敷居値を低く設定しているわけではない（すなわち、濫用基準における予測可能性が、経済合理性基準より低くてもよいというわけではない）ことがわかる。「観点」として重要なのは、むしろ「組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否か」の方であろう。

（３）税負担減少の意図と納税者の予測可能性

ここで、税負担減少の意図があれば法一三二条の二を適用しても納税者の予測可能性を害さないという考え方について少し述べておきたい。

法人税法には、納税者の税負担を軽減する可能性のある規定が幾つか存在するが（合併における欠損金の引継ぎを規定した法五七条二項もその一つである）、もし、上記の考え方が容認されてしまうと、それらの規定を利用した納税者は、常に法一三二条の二の発動に怯えることになる。また、税負担を軽減する可能性のある規定が最終的に利用できるか否かは、法一三二条の二の存在を前提とする限り、税務署長の裁量次第ということにもなりかねない。しかし、そのような状況は、租税法主義が目指す予測可能性の確保からはほど遠い。

前記調査官の解説は、租税回避の意図が要求されるだけでなく、規定の本来の趣旨目的からの逸脱も必要とされていることを指摘した上で、既述の通り「租税回避を意図して組織再編税制に係る各規定の趣旨、目的から逸脱する態様でその適用を受けるなどした場合にのみ、法一三二条の二の不当性要件に該当する」（傍点筆者）と述

べているのであるから、税負担減少の意図の存在だけで、法一三二条の二等の規定を適用しても、租税法律主義違反にはならないという考え方を採用していないことは明らかであろう。

また、本件各合併は、買収によるスケールメリットの追求と徹底した経営効率化により収益を上げるというP G Mグループのビジネスモデルに基づく組織再編成の一環として行われたものであって、正当な事業目的がある。加えて、本件各合併を二段階のものとして行ったことにも、外部株主の存在しないP G P A H 6とP G M P 4の合併を本件合併1として先行させ、さらに本件合併2として外部株主（N E C キャピタル）の存在していた原告とその一〇〇％子会社三社並びに本件合併1後のP G M P 4を合併させることにより、合併手続の簡素化及び円滑化を図るという正当な事業目的があった。なお、原告は、かかる事業目的に加えて本件未処理欠損金額の存在を意識していたことを否定するものではないとするが、営利企業である株式会社Aが、税負担をいっさい考慮せずに取引を行うことは通常は考えられず、税負担を減少させることを意図しただけで法一三二条の二が発動されると解すべきではない。

したがって、対象企業の有する欠損金で、そのままでは期限切れとなってしまうものを利用するために合併したというケース（ヤフー事件のようなケース）とは、税負担の減少以外にその合理的な理由がなかったのかどうかを問うに当たり斟酌すべき事情が異なるともいえる。

（4）結 論

営利企業である株式会社Aが、税負担をいっさい考慮せずに取引を行うことは通常は考えられず、不当性要件を考える上で、税負担を減少させる意図を要求することに大きな重要性があるとは言えない。観点として重要なのは、「当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したもの」かではなく、「組織

再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否か」の方である。ヤフー事件最高裁判決が「制度の濫用」の要素として税負担減少の意図を要求したのは、当該事件の下級審判決への批判及び租税法主義へ配慮した結果であって、当該意図を要求しない経済合理性基準（法一三二条における不当性要件の基準）より濫用基準の方が包括的否認規定を適用する際の敷居値が低いということではない。納税者の予測可能性は経済合理性基準の場合と同様に重視されなければならない。

IV 明文で設定されていない要件としての事業の移転及び継続について

1 照会事項 3

明文で事業の移転・継続を求める要件が設定されていない完全支配関係がある適格合併について、法一三二条の二の適用に際し、合併の前後で経済的実態に変更がないにもかかわらず、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続がないことを理由として法五七条二項等の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと判断することはできるか。

2 照会事項 3 に対する回答

(1) 明文にない要件の設定

照会事項 3 にある「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続」について、ここでは組織再編税制における適格要件と欠損金の引継ぎが問題となっているので、「事業の継続」の方を中心に論じることとする。合併による事業の移転そのものは適格要件ではないし、本件における欠損金の引継ぎに事業の継続が要求されるのであ

れば、仮に合併による事業の移転があっても、結局、問題となるのは当該移転事業の継続（事業継続要件）の方だと考えられるからである。

完全支配関係がある法人間の合併について、関連規定である法二条一二号の八イと法五七条二項は、いずれも事業の継続を要求していない（双方の条文で事業継続性要件は設定されていない）。双方の条文の明文には存在していない要件であるにもかかわらず、欠損金を引き継ぐためには、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続が前提となっているとして法一三二条の二を適用することは、同条によって行為計算が否認される納税者にとってみれば、取引時において条文に事業継続性要件が設定されていたことと変わらない。

租税法は一般的には侵害規範であり、租税法主義の観点から、条文にない要件を持ち出して課税することには慎重でなければならない。これは包括的否認規定の解釈においても同様にあてはまる。条文にない要件を課税の根拠とすることは、納税者の予測可能性を大きく損なうものであり、既述の通り、ヤフー事件最高裁判決の調査官が懸念したことでもある。

（２）先行裁判例としてのTPR事件と「基本的考え方」

条文にない事業の移転及び継続を要求した先行裁判例として、前述のTPR事件がある。この事件で、東京高裁判決が引用する原審の東京地裁判決は、「組織再編成税制は、完全支配関係がある法人間の合併についても、他の二類型の合併と同様、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続を想定している」と解している。

そのような理解に至る経緯として、上記東京地裁判決は、「法人税法等の規定に加え……組織再編成税制の基本的な考え方の『移転資産等に対する支配が継続している場合』としては、当該移転資産等の果たす機能の面に着目するならば、被合併法人において当該移転資産等を用いて営んでいた事業が合併法人に移転し、その事業が合

併後に合併法人において引き続き営まれることが想定されているものといえるところ、このことからすれば、組織再編税制は、組織再編成による資産の移転を個別の資産の売買取引と区別するために、資産の移転が独立した事業単位で行われること及び組織再編成後も移転した事業が継続することを想定しているものと解される」とした上で、「完全支配関係がある法人間の合併は、いわば経済的、実質的に完全に一体であったものを合併するものといえるのに対し、支配関係がある場合の合併や共同事業を営むための合併の場合は、経済的同一性・実質的一体性が希薄であることから、上記の基本的な考え方に合致するように、従業者引継要件及び事業継続要件等の要件が付加されているものと考えられる」と述べている。

このことから、東京地裁判決は「組織再編税制の基本的な考え方」を根拠にしていることがわかる。これは平成一二年の政府税調の資料である「基本的考え方」⁽¹⁸⁾をさしていると思われる⁽¹⁹⁾。つまり、組織再編税制導入時の政府税調資料に立法趣旨を求めたことになる。

ただし、「基本的考え方」は、「移転資産の譲渡損益の取扱い」の「企業グループ内の組織再編成」部分における説明として、「組織再編成による資産の移転を個別の資産の売買取引と区別する観点から、資産の移転が独立した事業単位で行われること、組織再編成後も移転した事業が継続することを要件とすることが必要である」と⁽²⁰⁾し、これに続けて「ただし、完全に一体と考えられる持分割合の極めて高い法人間で行う組織再編成については、これらの要件を緩和することも考えられる」と述べている。

したがって、現行法における完全支配関係がある法人間の合併に関する適格要件は、他の二類型の合併（支配関係がある場合の合併と共同事業を営むための合併）について設定されている適格要件から「緩和」されていることになる。少なくとも制度導入時はそうであった。つまり、まず、完全支配関係がある合併に関する要件があり、それに「付加」するかたちで、他の二類型の合併の要件が設定されているわけではなく、まず、他の二類型の合

併の要件があり、完全支配関係がある合併では、それらが「緩和」されているということである。⁽²¹⁾

そのため、TPR事件の事案において、立法趣旨を探るために「基本的考え方」に依拠することを是としたとしても、「基本的考え方」から、完全支配関係がある場合の適格合併に事業の継続性等が要求されるという結論を導くこと（緩和されて要件とされていないから明文に存しないものを、実質的な要件として「想定している」と述べること）には無理があるといわざるを得ない。TPR事件東京地裁判決の結論は、控訴審でも維持された。ただ、最高裁では令和三年一月一日に上告不受理とされ、この点に関する最高裁の明確な見解が示されたわけではない。

なお、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続が想定されているとするTPR事件判決の判断には、平成三〇年度改正との関係でも疑問がある。平成三〇年度改正によって、支配関係がある法人間の組織再編成及び共同で事業を行うための組織再編成の適格要件について、当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転すること等が見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすことになった（平成三〇年度改正後の法人税法二条二二号の八口、二二号の一四口、一二号の一八口等）からである。

平成三〇年度改正は、TPR事件判決のいう「基本的な考え方」の「想定」を超えて創設されたルールではない（すなわち、「基本的考え方」と矛盾する改正ではなく、その範囲内での改正）と考えるべきである。⁽²²⁾ そうであるなら、当該法改正の前であるTPR事件の事案であっても、「想定」に基づく（明文に存在しない）適格要件をあてはめて、法一三二条の二を適用することの可否が問われる。その意味でTPR事件判決には疑問が残る。⁽²³⁾

また、TPR事件と同じような事案が平成三〇年度改正後に生じた場合、欠損金の引継ぎを法一三二条の二によって否認することは困難になったように思われる。⁽²⁴⁾ ただし、PGM事件で問題になった二つの合併は、どちら

も平成三〇年より前の平成二九年二月に行われていた。

(3) TPR事件と本件の事案における差異

仮に、TPR事件判決の理由付けを是認するとしても、本件の事実とは異なる。TPR事件の原告は、繰越欠損金を有する会社を完全子会社（旧子会社）とした後、当該子会社と商号、目的及び役員構成が同一である新子会社を設立し、旧子会社を吸収合併（法二条一二号の八に基づく適格合併）した。その後で同事件原告は、旧子会社の従業員を従前と同一の労働条件で新子会社に転籍させ、新子会社との間で、棚卸資産等の譲渡に関する契約を締結し、新子会社に棚卸資産等を譲渡するとともに、製造設備等を賃貸した。

これら一連の行為については、同事件原告が、旧子会社に繰越欠損金だけを残し、これを吸収合併で取得するとともに、旧子会社の実態はそっくり新子会社（本店所在地は旧子会社の解散当時の本店所在地に変更）に移転させたとみることも可能である。そのために、上記合併は「適格合併において通常想定されていない手順や方法に基づくもので、かつ、実態とはかい離した形式を作出するものであり、不自然なもの」と判断された。

このようにTPR事件の事案には、被合併法人の繰越欠損金のみを引き継ぐための合併（欠損金目当ての合併）という側面が存したといえるが、本件合併にはそのような側面はない。PGMグループにとって、傘下のゴルフ場運営会社同士を合併させることは、コスト削減と効率的な運営実現のためであり、そこには正当な事業目的が存する。また、本件合併を二段階のものとして行ったのも、既述のとおり合併手続の簡素化及び円滑化を図るという正当な事業目的があった。合併に際して繰越欠損金を引き継がれることは、当然に予定していたであろうが、しかし、繰越欠損金を引き継ぐことだけを目的とした合併でないことは明らかである。⁽²⁵⁾

(4) 結論

完全支配関係がある法人間の合併について、法二条一二号の八イ及び法五七条二項は明文で事業継続性を要求していない（他の二類型の合併について設定されている適格要件から「緩和」されている）。そうであるにもかかわらず、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続がないことを理由として、法一三二条の二を適用することは、納税者の予測可能性を害することになる。

組織再編税制の立法趣旨を探るために「基本的考え方」に依拠することは可能であるが、「基本的考え方」から、完全支配関係がある場合の適格合併に何らかの事業の継続性等が要求されるという結論を導くことには無理がある。この点に関する先行裁判例としてTPR事件判決も、「基本的考え方」に基づく説得的な説明ができているとはいえない。

仮に、TPR事件判決の理由付けを是認するとしても、本件の事実とは異なる。TPR事件の事実には欠損金目当ての合併という側面が存するが、本件の事実とは異なっており、合併には正当な事業目的が存在した。

以上のことから完全支配関係がある合併について、法一三二条の二の適用に際し、合併の前後で経済的実態に変更がないにもかかわらず、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続がないことを理由として法五七条二項等の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと判断することは困難である。

V むすびに代えて（判決に対する若干のコメント）

P G M事件については、東京地裁によって令和六年九月二七日に課税処分を取り消す判決が言い渡された。以下では、本稿のむすびに代えて、P G M事件の東京地裁判決に対する若干のコメントをしておくことにする。

判決における判断の骨子は、(i) 不当性要件に係る判断枠組み、(ii) 組織再編税制に係る法五七条二項等の趣旨及び目的、(iii) 本件における不当性要件該当性の検討からなる。

(i) について、P G M事件判決は、T P R事件判決と同様に、ヤフー事件最高裁判決の判断枠組みを踏襲した。このこと自体は驚くに値しない。当該最高裁判決が示した「考慮事情」と「観点」は、今後も法一三二条の二の不当性要件を判断するに際して、重要な役割を果たすことになるであろう。

(ii) について、P G M事件判決は、「完全支配関係適格合併の場合において、『合併による事業の移転及び合併後の事業の継続』が法五七条二項等の適用の『前提』となっていると、『合併による事業の移転及び合併後の事業の継続』がない完全支配関係適格合併に上記規定を適用することはその本来の趣旨及び目的に反するなどと解することはできない」と判示している。ここは、T P R事件判決とは大きく異なる部分であると思われる。

なお、上記のように述べるにあたり、「法令上に明記されていない一律の『前提』（事実上の要件）を明確な根拠もなく想定すべきではない」として、課税庁の主張を排斥している点も見逃せない。ここからは、「基本的考え方」を根拠にして明文にない事業継続要件等を導き出すこと（そのような課税庁の主張）を認めない姿勢が見られる。換言すれば、「基本的考え方」は、法一三二条の二の適用において、完全支配関係がある適格合併に事業の継続等が要求されているというための「明確な根拠」にはならないということになる。

(iii) について、P G M事件判決は、「本件各合併のスキームをみても、通常は想定されない手順や方法ではな

く、一般に採られている合理的な手順・方法の一つと認められ、かつ、実態と形式との間に乖離はみられない」「しかも、本件各合併のスキームは、①課税上のメリットがなく、かつ、事務効率化のメリットもない（事務の煩雑さがある）手順・方法（原告が直接PGPH A6を吸収合併する場合）と、②課税上のメリットがあり、かつ、事務効率化のメリットもある（事務の煩雑さが生じない）手順・方法（本件各合併の場合）のうち、後者を採用したというものであるから、事務効率化のメリットを数値化したり、課税上のメリットと事務効率化のメリットの大小や目的の主従関係を比較したりして検討するまでもなく、営利企業にとって合理的な経済活動と評価できるものであって、何ら不自然なものではない」と述べている。

本稿との関係でより重要なのは、上記に続いて「PGMグループが本件各合併のスキームを採用するに当たり、本件未処理欠損金額の原告への引継ぎを重視したことは否定し難い」が、「そもそも会社が一定規模以上の取引をするに当たり、税務上の影響を全く考慮しないことは考え難く、そのような考慮をすることはむしろ当然である」と述べた部分であろう。このようにPGM事件判決は、ヤフー事件判決における「組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって」という部分をことさらに強調しないのである。

同様にPGM事件判決は、「本件未処理欠損金額の原告への引継ぎを重視したとしても、このことをもって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものということはできない」と述べている。したがって、税負担の軽減（本件では欠損金の引継ぎ）を重視して取引を行ったとしても、そのことだけを理由に法一三二条の二の適用があるということにはならないと考えられる。

- （一） 税制調査会「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」（第二回総会（平成一二年一〇月三日）資料）〈https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/gijiroku/soukai/2000/a02kai_2.html〉参照。なお、

本稿で引用するリンクの最終確認日はいずれも二〇二四年一月一日である。

(2) 東京地裁及び東京高裁はどちらも「基本的な考え方」と表記している(「基本的考え方」という表記をしていない)ため、前掲注(1)とは別物を示していると考え余地がないわけではない。しかし、判決文の内容からみて前掲注(1)の「基本的考え方」のことを「基本的な考え方」と述べている(あるいは判決のいう「基本的な考え方」には「基本的考え方」が含まれる)と解して差し支えないであろう。この点を含めTPR事件については、谷口勢津夫「判批」ジュリスト一五三八号一〇頁(二〇一九年)、吉村政穂「繰越欠損金の引継ぎと組織再編成に係る行為計算否認規定の適用」税務事例研究一七七号一頁(二〇二〇年)、拙稿「判批」ジュリスト一五四四号「令和元年度重要判例解説」一九二頁(二〇二〇年) 参照。

(3) 上記三つの裁判例とは別に近時の裁決事例として、令和四年八月一九日裁決(大裁(法・諸)令四第五号)と令和五年三月二三日裁決(東裁(法)令四第一〇一号)の二つがある。これらの裁決については、佐藤修二井村旭「行為計算否認を中心とした東京国税局における調査の最新トレンド」T&Amaster 一〇二三号一九頁(二〇二四年四月一五号)。

(4) 東京地判令和六年九月二七日(令和三年(行ウ)第一八一号)。

(5) PGM事件の裁決(令和二年一月二日(東裁(法)令二第三〇号))については、佐藤井村前掲注(3)一七頁参照。

(6) 拙著『スタンダード法人税法「第三版」』三〇二頁(弘文堂・二〇二三年) 参照。なお、ヤフーの子会社であるIDCFを上告人とするヤフー事件と同日の最高裁判決(最判平成二八年二月二九日民集七〇巻二四七〇頁)でも、法一二二条の二という不当性要件について、同じ濫用基準に基づく判断枠組みが示されている。

(7) 金子宏「租税法「第二四版」」五四二頁(弘文堂・二〇二二年)、福岡高宮崎支判昭和五五年九月二九日行集三一巻九号一九八二頁「南日本高压コンクリート株式会社事件」、最判昭和五三年一月三〇日訟月二五巻四号一一四五頁など参照。

(8) 金子・前掲注(7)五四八頁は、この判決の先例性について、ヤフー事件判決を突き合わせて検討すべきとしている。

- (9) 東京地判平成二六年三月一八日判時二二三六号二五頁。
- (10) 東京高判平成二六年一月五日訟月六〇卷九号一八五七頁。
- (11) 徳地淳〓林史高「判解」法曹時報六九卷五号二九九頁(二〇一七年) 参照。
- (12) 例えば、清永敬次『税法「新装版」』四四頁(ミネルヴァ書房・二〇一三年) 参照。ただし、同書は「租税立法の上で回避意図を伴う租税回避のみを否認の対象とすることは可能であり、それは立法政策の問題である」としている。
- (13) その理由として、「結果として生ずる租税負担の軽減ないし排除が負担公平の見地から問題となるのであって、回避意図があるかどうかは重要でないから、租税回避の概念としては租税回避の意図を含めないのが適切であろう」と説明されている。つまり、租税回避の概念の要素として、租税回避の意図が含まれないことである。清永・前掲注(12)四四頁参照。
- (14) 徳地〓林・前掲注(11)三〇〇頁参照。
- (15) 徳地〓林・前掲注(11)三〇〇頁参照。
- (16) 徳地〓林・前掲注(11)三〇〇頁参照。
- (17) 徳地〓林・前掲注(11)三〇二頁参照。
- (18) 前掲注(1)参照。
- (19) 前掲注(2)参照。
- (20) ここで「要件」とされている内容について、TPR事件判決は「想定」という表現を使っていることに注意すべきである。
- (21) なお、ここでいう「緩和」とは、弱まって存在しているという意味ではない。事業の継続が明文に存在しない以上、存在しなくなるまで弱められた(だから規定においても明文の要件として存在していない)と考えるべきである。
- (22) そうでなければ、今後、立法趣旨を「基本的考え方」に求めること自体が問われることになる。筆者は、立法趣旨を「基本的考え方」に求める手法を全面的に支持しているわけではないが、これまで財務省HPの「税制改正の解説」は「基本的考え方」に基づいて(あるいは「基本的考え方」で述べられたことを超えないように注意しながら)

組織再編税制の改正について説明をしてきたと思われる。もし、立法趣旨について解説する際に「基本的考え方」に依拠することを止めるのであれば、財務省は「税制改正の解説」等でその旨を明示すべきである。また、「基本的考え方」が時代に合わなくなってきたのなら、「改訂版」の作成を視野に入れるべきではないだろうか。

(23) 拙稿・前掲注(2)一九三頁参照。

(24) なお、平成二二年度改正において法五七条二項が改正された。具体的には、内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産が確定した場合に、当該他の内国法人に未処理欠損金額等があるときは、その未処理欠損金額等に相当する金額は、その株主である内国法人の当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額等の生じた当該他の内国法人の事業年度開始の日の属するその株主である内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなすことになった。財務省HP「平成二二年度税制改正の解説」二八四頁〈https://warp.dandl.go.jp/info/djp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/ty2010/explanation/PDF/07_P187_349.pdf〉では、「完全支配関係があるグループ内の内国法人の残余財産が確定した場合には、適格合併の場合と同様に、その欠損金額を株主等に引き継ぐこととされました」と説明されている。したがって、例えば、完全子法人の残余財産が確定して完全親法人が欠損金を引き継ぐ場合には、従業者の引継ぎや事業継続のない場合（子会社が清算して親会社に従業者や事業が引き継がれない場合）が当然に含まれるはずである。このことを「適格合併の場合と同様」として説明するのであれば、完全支配関係がある合併の場合も事業の継続等は想定されていないことになる。このように、平成二二年度の法五七条二項の改正から、完全支配関係がある合併に事業継続要件等が想定されていないことを説明できるかもしれない。もともと、当該平成二二年度改正は、残余財産が確定した場合に関する法五七条二項の改正であって、組織再編税制とは関係がない（残余財産の確定は組織再編成ではない）という立場を貫くのであれば、この限りではない。

(25) なお、仮に何らかの事業が要求されるとしても、国税庁HP「投資法人が共同で事業を営むための合併を行う場合の適格判定について（照会）」〈<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/090319/besshi.htm#1>〉によれば、「同条の規定「法人税法施行規則第三条（事業関連性の判定）」は、同条第一項各号に掲げられた要件のすべてを満たした合併が事業関連性要件を充足する旨を定めているに過ぎず、当該要件のすべてを満たすことができない合併のす

べてについて事業関連性要件を充足しないことを定めているものではなく、当該要件のすべてを満たすことができない合併については、同条の規定によることなく上記のように個別に事業関連性要件を充足するかどうかを判定することとなります」とあるから、従業員は存せず、簿外債務の管理・債権者対応などのために存続していたPGPAH6の場合でも、個別に判定した結果、事業を行っており事業関連性があるとされる余地は残されている。

※ 脱稿後、南繁樹「判批」経理情報一七三二号六六頁（二〇二五年）に接した。